

防府市子ども・子育て会議条例

平成 25 年条例第 13 号

(設置)

第 1 条 本市における子ども・子育て支援について調査審議するため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、防府市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に規定する事項を処理すること。
- 二 児童福祉法第 8 条第 2 項及び第 34 条の 15 第 4 項に規定する事項を調査審議すること。
- 三 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条の規定に基づく市町村行動計画に関すること。
- 四 その他児童福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者 1 人
- 二 関係行政機関の職員 2 人以内
- 三 各種団体の代表者 15 人以内
- 四 公募の手続により決定した者 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。